

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 11 号に規定する潜水器漁業潜水器漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>1 申請者が県内の沿海漁業協同組合の組合員であり、かつ、申請時において過去 1 年以上継続して荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者</p> <p>2 潜水士が申請時において過去 1 年以上継続して県内に住所を有しており、その後も引き続き、荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に居住する意思を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	別記1のとおり	別記1のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>ア 県内沿海漁業協同組合の組合員であること。</p> <p>イ アの1親等内の親族であること。</p> <p>ウ ア又はイの配偶者であること。</p> <p>エ 潜水士が潜水士免許を有すること。</p> <p>オ 潜水士が2名以内であること。</p> <p>カ 漁業調整がついていること。</p> <p>3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</p>
潜水器漁業	潜水器漁業	別記2のとおり	11月1日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>1 申請者が県内の沿海漁業協同組合の組合員であり、かつ、申請時において過去1年以上継続して熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者</p> <p>2 潜水士が申請時において過去1年継続</p>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	別記2のとおり	11月1日から 翌年5月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>して県内に住所を有しており、その後も引き続き、熊本市西区西松尾町、松尾町近津に居住する意思を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県内沿海漁業協同組合の組合員であること。</p> <p>イ アの1親等内の親族であること。</p> <p>ウ ア又はイの配偶者であること。</p> <p>エ 潜水土が潜水土免許を有すること。</p> <p>オ 潜水土が2名以内であること。</p> <p>カ 漁業調整がついていること。</p> <p>3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</p>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	有共第 11 号共同漁業権漁場内	11 月 1 日から 翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>1 申請者が県内の沿海漁業協同組合の組合員であり、かつ、申請時において過去 1 年以上継続して熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者</p> <p>2 潜水士が申請時において過去 1 年以上継続して県内に住所を有しており、その後も引き続き、熊本市西区小島、小島下町に居住する意思を有し、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県内沿海漁業協同組合の組合員であること。</p> <p>イ アの1親等内の親族であること。</p> <p>ウ ア又はイの配偶者であること。</p> <p>エ 潜水士が潜水士免許を有すること。</p>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	有共第 11 号共同漁業権漁場内	11 月 1 日から 翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	オ 潜水士が 2 名以内であること。 カ 漁業調整がついていること 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
潜水器漁業	潜水器漁業	別記 3 のとおり	11 月 1 日から 翌年 4 月 30 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 申請者が県内の沿海漁業協同組合の組合員であり、かつ、申請時において過去 1 年以上継続して熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 潜水士が申請時において過去 1 年以上継続して県内に住所を有しており、その後も引き続き、熊本市西区沖新町に居住する意思を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 ア 県内沿海漁業協同組合の組合員であること。

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	別記3のとおり	11月1日から 翌年4月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>イ アの1親等内の親族であること。</p> <p>ウ ア又はイの配偶者であること。</p> <p>エ 潜水士が潜水士免許を有すること。</p> <p>オ 潜水士が2名以内であること。</p> <p>カ 漁業調整がついていること。</p> <p>3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</p>
潜水器漁業	潜水器漁業	天共第3号共同漁業権漁場内	11月1日から 翌年3月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	<p>1 上天草市松島町阿村に住所を有する者</p> <p>2 申請者又は従事者（県内に住所を有する者に限る）が潜水士免許を有すること</p> <p>3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者</p>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	天共第3号共同 漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載さ れている総トン 数	許可証に記載され ている馬力数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上天草市松島町合津 に住所を有する者</li> <li>2 申請者又は従事者 (県内に住所を有 する者に限る)が潜 水士免許を有する こと</li> <li>3 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有 者又は使用者</li> </ol>
潜水器漁業	潜水器漁業	別記4のとおり	別記4のとおり	許可証に記載さ れている総トン 数	許可証に記載され ている馬力数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上天草市松島町合津 に住所を有する者</li> <li>2 申請者又は従事者(県 内に住所を有する者 に限る)が潜水士免 許を有すること</li> <li>3 熊本県の漁船登録を 受けた漁船の所有者 又は使用者</li> </ol>

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	潜水器漁業	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市天草町高浜北に住所を有する者 2 申請者又は従事者（県内に住所を有する者に限る）が潜水士免許を有すること 3 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし



別記 1

操業区域	主たる漁獲物の種類	操業期間
有共第1号共同漁業権漁場内	たいらぎ	11月1日から 翌年4月30日まで
	にし	5月1日から 9月30日まで
次の甲線と乙線内の有共第21号共同漁業権内。 但し、有区第40号区画漁業権漁場内を除く。  甲 熊本県と福岡県との境界（熊本県漁業場基点有第1号） から長崎県竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線  乙 荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界（熊本県漁場 基点有第2号）から荒尾市峰ノ洲灯台を見通した線	たいらぎ	11月1日から 翌年4月30日まで
	にし	5月1日から 9月30日まで

別記 2

裏面記載（操業区域・主な漁獲物）

操業区域	主な漁獲物の種類
1 有共第 10 号共同漁業権漁場内	たいらぎ、あかがい、うみたけ
<p>2 次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イを順次に結んだ線によって囲まれた有共第 21 号共同漁業権漁場内</p> <p>基点</p> <p>A 熊本県漁場基点有共第 14 号</p> <p>B 熊本県漁場基点第 16 号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ 500 メートルのところ）</p> <p>C 熊本県漁場基点有共第 22 号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）</p> <p>D 熊本県漁場基点有共第 18 号（熊本市四番港防波堤基部から南へ 17.59 メートルのところ）</p> <p>a) 玉名市唐人川の海面との境界線の中央の点から上天草市湯島山頂を見通した 5,400 メートルのところ</p> <p>b) A点と熊本市盗人燈台を見通した線からA点基点として右へ 76 度 3 分、6,260 メートルのところ</p> <p>c) A点と旧飽託郡熊ノ岳山頂を見通した線からA点を基点として右へ 264 度 15 分、5,160 メートルのところ</p> <p>d) A点と熊ノ岳山頂を見通した線からA点を基点として右へ 240 度 30 分、12,160 メートルのところ</p> <p>e) C点と熊ノ岳山頂を見通した線からC点を基点として右へ 270 度、9,580 メートルのところ</p> <p>f) e点からd点を見通した線上 2,650 メートルのところ</p> <p>g) B点と熊ノ岳山頂を見通した線からB点を基点として右へ 296 度 13 分、285.55 メートルのところ</p> <p>h) g点とB点を見通した線からg点を基点として右へ 110 度 49 分 40 秒、1,378.3 メートルのところ</p> <p>イ) a) 点から b) 点を見通した線と c) 点から d) 点を見通した線との交点</p> <p>ロ) d 点</p> <p>ハ) f 点</p> <p>ニ) D点と宇城市三角岳山頂を見通した線からD点を基点として右へ 39 度 33 分、5,850 メートルのところ</p> <p>ホ) h点と熊ノ岳山頂を見通した線からh点を基点として右へ 248 度 47 分 20 秒、4,972 メートルのところ</p>	たいらぎ

### 別記 3

裏面記載（沖新潜水器漁業）

1 有共第 12 号共同漁業権漁場内

2 下記区域の有共第 21 号共同漁業権漁場内

下記の点ア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点一 熊本県漁場基点有第 14 号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）

基点二 熊本県漁場基点有第 22 号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）

基点三 熊本県漁場基点有第 16 号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ 500 メートルのところ）

基点四 熊本県漁場基点有第 18 号（熊本市四番港防波堤基部から南へ 17.59 メートルのところ）

ア オからカを見通した線とクからエを見通した線が交わる場所

イ オからカを見通した線と基点四からウを見通した線が交わる場所

ウ 基点四と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点四を基点として右へ 39 度 33 分、5,850 メートルのところ

エ クと熊ノ岳山頂を見通した線からクを基点として右へ 248 度 47 分 20 秒、4,972 メートルのところ

オ 基点一と熊ノ岳山頂を見通した線から基点一を基点として右へ 240 度 30 分、12,160 メートルのところ

カ 基点二と熊ノ岳山頂を見通した線から基点二を基点として右へ 270 度、9,580 メートルのところ

キ 基点三と熊ノ岳山頂を見通した線から基点三を基点として右へ 296 度 13 分、285.55 メートルのところ

ク キと基点三を見通した線からキを基点として右へ 110 度 49 分 40 秒、1,378.3 メートルのところ

別記 4

操業区域	操業期間
天共第 3 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
<p>天草有明海</p> <p>次のア、イ、ウ、アの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 上天草市大矢野町湯島東端 イ 上天草市松島町高杣島西端 ウ 天草郡有明町黒島東端</p>	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

## 別記 5

### 操業区域（天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界